

十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区指定の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字畔上から、中野市深沢区の西端に至る夜間瀬川右岸沿いに位置する、高さ 10 メートルから 20 メートルの崖（通称十三崖）の区域。

（面積 3 ヘクタール）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地の特別保護地区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、チョウゲンボウの営巣地として、国の史跡名勝天然記念物の指定を受けており、チョウゲンボウの生育環境に良好な条件を備えていること、ハヤブサの営巣が確認されていることから特別保護地区として指定し、身近な鳥獣の生息地の保全を図るものである。

2020 年以降、チョウゲンボウの営巣は確認されていないが、GPS による調査により、特別保護地区域内をチョウゲンボウが飛来していることから、今後、営巣する可能性はある。

(3) 保護管理指針

「チョウゲンボウの営巣地」として、国の史跡名勝天然記念物の指定をされており、チョウゲンボウの生息環境として良好な条件を備えていることとハヤブサによる営巣が確認されていることから、チョウゲンボウとハヤブサの営巣に著しい影響を及ぼさないよう留意し、定期的な巡視を行い、静謐な環境を保持する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 3 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	3	ha						
農耕地	-	ha						
水面	-	ha						
その他	-	ha						
イ 所有者別内訳								
国有地	-	ha						
{ 国有林	{ 林野庁所管	ha	{ 制限林	ha	{ 保安林	ha	{ 砂防指定地	ha
		{ 文部科学省所管		ha		{ 普通林		ha
	{ 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）							
地方公共団体有地	-	ha	{ 都道府県有地	ha	{ 市町村有地等	ha		
						ha		
私有地等	3	ha						
一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 3 ha								
ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域								
自然環境保全法による地域	-	ha	{ 自然環境保全地域特別地域	ha	{ 自然環境保全地域普通地域	ha		
自然公園法による地域	-	ha						
			{ 特別保護地区	-	{ 特別地域	-	{ 普通地域	-
				ha		ha		ha
文化財保護法による地域							0.4	ha
(十三崖のチョウゲンボウ繁殖地)								
森林法による地域							3	ha
(土砂流出防備保安林)								

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地は、下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字畔上から、中野市深沢区の西端に至る夜間瀬川右岸沿いに位置している。

イ 地形、地質等

高社山の火山岩が堆積した扇状地を、夜間瀬川が浸食することによって、右岸側に崖が形成されている。

ウ 植物相の概要

十三崖の頂部には、ケヤキ、クルミを主とする広葉樹が生立し、崖の面にも

同じ広葉樹が点在している。河川敷にはクルミと草本類が見られる。

エ 動物相の概要

鳥類はチョウゲンボウ、ハヤブサやムクドリ等が、獣類はキツネやタヌキ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類（代表的な種を記載）

ア 鳥類

チョウゲンボウ、ハヤブサ、○キジ、○ハシボソカラス、○ハシブトガラス
○キジバト、○ムクドリ、○ヒヨドリ、○ツバメ、○ハクセキレイ、○カラ
ラヒワ、○スズメ、○ウグイス、○トビ、○セグロセキレイ、○シジュウカ
ラ、ホオジロ、ノスリ、 等

イ 獣類

○キツネ、○タヌキ、○ニホンカモシカ（特別天然記念物） 等

※ ○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣

※ アンダーラインは天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域の農林水産物の被害状況【中野市】

令和3年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
スズメ	稲		16	1	41	0
カラス	果樹		9	1	103	0
クマ	果樹		135	5	1	0
シカ	果樹		2000	2	4	3
タヌキ	果樹		32	1	0	2
ハクビシン	果樹		229	1	78	0

令和4年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
カラス	果樹		2940	1	106	6
クマ	果樹		1146	9	1	0
サル	果樹、豆類		160	0	0	
シカ	果樹		8	1	2	1
カモシカ	果樹		32	2	3	
タヌキ	果樹、野菜		206	1	0	0
ハクビシン	果樹		1235	1	69	1

令和5年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
スズメ	稲		122	1	0	0
カラス	果樹		5610	1	0	8
ネズミ	野菜		30			
クマ	果樹		1875	18	5	0
イノシシ	野菜		60	1	6	2
サル	果樹		60	1	0	
カモシカ	果樹		32	1	0	
タヌキ	果樹		133	2	6	0
ハクビシン	果樹		4466	2	18	1

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

当該地域の農林水産物の被害状況【山ノ内町】

令和3年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
カラス	果樹		247	1	30	14
ムクドリ	果樹		810	1	0	0
ヒヨドリ	果樹		810	1	0	0
クマ	果樹		756	23	15	0
イノシシ	果樹		1654	1	17	12
サル	果樹		3421	2	20	
シカ	果樹		10004	2	34	22
カモシカ	果樹		5734	1	6	
ハクビシン	果樹		896	1	13	0

令和4年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
カラス	果樹		247	1	0	0
ムクドリ	果樹		810	1	0	0
ヒヨドリ	果樹		810	1	0	0
クマ	果樹		602	39	28	0
イノシシ	果樹		1272	1	25	11
サル	果樹		2993	2	29	
シカ	果樹		9003	1	24	15
カモシカ	果樹		4279	1	6	
ハクビシン	果樹		896	1	0	1

令和5年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
カラス	果樹		247	1	0	0
ムクドリ	果樹		810	1	0	0
ヒヨドリ	果樹		810	1	0	0
クマ	果樹		602	29	27	0
イノシシ	果樹		1272	2	13	10
サル	果樹		2903	1	29	
シカ	果樹		8733	10	26	26
カモシカ	果樹		4151	1	4	
ハクビシン	果樹		896	1	5	1

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

該当なし

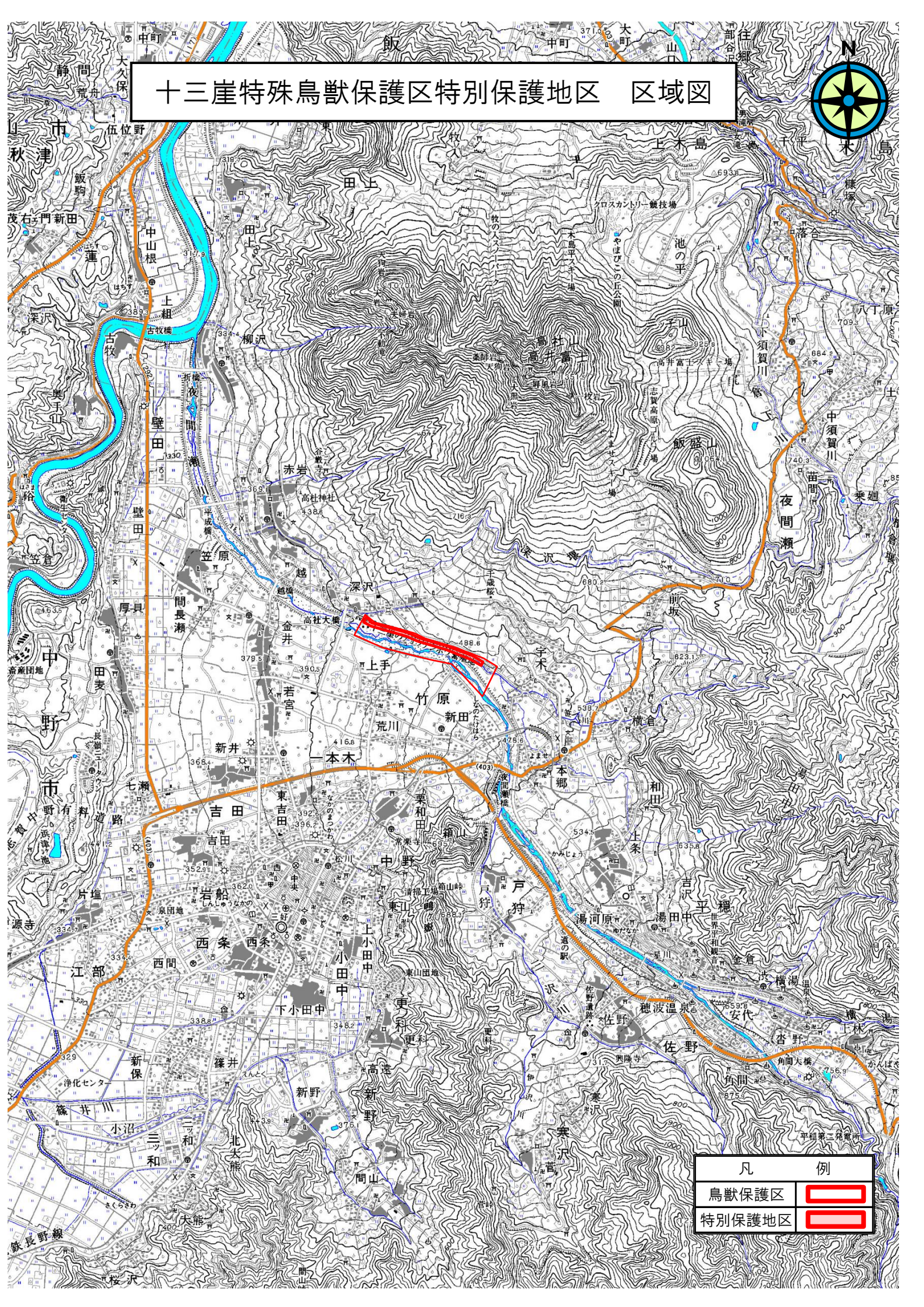
6 施設整備に関する事項

- | | |
|-------------|-----|
| ① 特別保護地区用制札 | 4 本 |
| ② その他（補助板） | — 枚 |

十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区 関係者意見の概要

職 名	氏 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
中野市	湯本 隆英	○			
北信州森林組合	山崎 明	○			
北信漁業協同組合	荒井 久雄	○			
中野市農業協同組合	望月 隆	○			
北信猟友会	宮川 順一	○			
中野市深沢区	田中 章	○			
中野市竹原区	湯本 章	○			
中野市金井区	小玉 治史	○			
北信建設事務所	関 一規	○			
山ノ内町	平澤 岳	○			
北信猟友会	湯本 利樹	○			
山ノ内町宇木区	畔上 三行	○			
JAながの 志賀高原支所	徳竹 栄一	○			

十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区 区域図



凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	